

住宅瑕疵担保責任任意保険
転売特約条項（同時付帯用）

（用語の定義）

第1条 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

（1）第一取得者

被保険者と付保住宅の工事請負契約を締結した発注者または売買契約を締結した買主をいいます。

（2）転得者

第一取得者の特定承継人（その特定承継人を含みます。）であって、現に付保住宅を所有する者をいいます。

2 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、住宅瑕疵担保責任任意保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条の規定にかかわらず、それぞれ次の各号の定義に従います。

（1）瑕疵担保責任

次のいずれかの担保の責任をいいます。

イ．住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項または第95条第1項の規定による担保の責任およびそれと同等の責任

ロ．民法第415条、第541条および第542条ならびに第562条および第563条または同法第559条において準用する同法第562条および第563条に規定する担保の責任（イに規定するものを除く）およびそれと同等の責任

（2）発注者等

第一取得者または転得者をいいます。

（3）転得者証明書

当社が、転得者に対して、普通保険約款第3条第10号に規定する保険付保証明書に代えて発行する証明書をいいます。

（保険金を支払う場合および1付保住宅あたりの支払限度額）

第2条 当社は、この特約により、被保険者が転得者に対して瑕疵担保責任を負担したことによって被る損害について保険金を支払います。

2 当社が1付保住宅につき保険期間を通じて被保険者、第一取得者および転得者に支払う保険金は、通算して2,000万円を限度とします。

（転売に係る通知）

第3条 被保険者は、付保住宅の譲渡が行われる場合において、転得者に対し

て特定住宅瑕疵担保責任を負担する旨の約定をしたときは、約定したことを証する書面および転得者証明書発行依頼書を当社に提出するものとします。

当該転得者よりさらに譲渡される場合も同様とします。

2 当社は、第一取得者の譲渡に係る転得者証明書発行依頼書の提出があった場合には、以後のこの特約の適用について第一取得者の承諾があったものとみなします。

3 当社は、第 1 項の規定により提出された書類に基づき、転得者証明書を転得者に発行するものとします。この場合において、当社が当該転得者証明書の発行以前に発行した転得者証明書は無効とします。

(被保険者が複数である場合)

第 4 条 この契約の被保険者が複数である場合は、前条第 1 項の約定については、保険証券記載のすべての被保険者（付保住宅の譲渡の時点において倒産等している者は除きます。）が約定することとします。

(普通保険約款および他の特約条項との関係)

第 5 条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款および他の特約条項の規定を適用します。